

コスモポリタン・デモクラシーの可能性をめぐって —D. ヘルドの理論を中心に—

高田 明宣*

I. ヘルドのコスモポリタン・デモクラシーとは

1. コスモポリタン・デモクラシーの背景

(1) ヘルドのグローバリゼーションの見解

デイヴィッド・ヘルドは、グローバリゼーションを「内的」・「外的」な乖離構造と表現している。これは、国家が自らのものだと主張する政治的権威の形式的範囲と、国家的・地域的・グローバルの各レベルにおける国家と経済システムの実状や構造との間に乖離構造が存在するということである。国民国家内部においては、政党や官僚組織、企業、及びコーポラティズム的影響のネットワークといったパワーは、意思決定できる範囲に圧力を加えるよう様々な諸勢力の間に存在する。国際的なレベルにおいては、一方で、国家は原則的に自らの将来を決定しうるという理念と、他方で、個々の国民国家の形成し拘束うるように作用する世界経済、国際組織、地域的及びグローバルな制度、国際法及び軍事同盟との間に乖離構造が存在するのである。⁽¹⁾

こういった状況で明らかになるのは、政府及び国家の行動の自由を制限するような、相互に結びついた一連の様々な力が存在するとヘルドは述べている。そして、そうした様々な力は、国際政治の境界を曖昧にし、政治的意思決定の条件を変質させ、国際政治の制度的・組織的意味を変化させ、政府の法的枠組みと行政とを変え、ナショナルな国家自体の責任の方針を不明瞭にすることで、政府・国家の自由を制限するのである。以上のような過程はそれだけで、より複合的な国際システムにおける国家の作用は、国家の自律性を（ある特定の領域においては根源的に）制限すると同時に、次第に主権を侵害するということを裏付けている〔傍点は訳文のまま〕。主権自体は今

*本学COEリサーチ・アシスタント

日のグローバル化において、多くのアクターによって既に分割され、その多元的性質によって制限されているものとして考えられるべきである。⁽²⁾

しかし、ここで注目すべき点は、国家の行動の自由を制限するような状態であるにもかかわらず、必ずしも国家の存在を否定していない点である。これはカント以来のコスモポリタニズムを踏襲していることになる。このためか、ヘルドのコスモポリタン・デモクラシーも国民国家の存在を認めるものになっているのである。

もう一つの注目すべき点は、政治的アイデンティティが広汎に多元化しているとみなすべき根拠は一部の例外を除きほとんど見当たらぬと、ヘルドが判断しているところである。⁽³⁾つまり、ガヴァナンスは多層的で複雑に制度化され、空間的に分散されつつも、代表、忠誠、アイデンティティは、なお伝統的な民族やリージョンとナショナルな共同体に根を張っているのであるというのである。⁽⁴⁾

ただし、ユーロの指標や世界価値調査の資料を検討すると、世代間に意識の差があり、若年層になるとそれなりにグローバルな帰属感を持っている傾向にあることはヘルドも認めている。⁽⁵⁾それでも、こうした動向が一般化の趨勢であるのか、また、明確に焦点を据えた政治的方向が生まれているかという点で確認すべき状況にあるとしている。⁽⁶⁾この分析が、彼のコスモポリタン・デモクラシーが普遍的なアイデンティティの可能性を認めないような印象を受け、法を重要視した印象を与えることになっているのであって、さらには、彼のコスモポリタン・デモクラシーが立憲主義的な世界秩序を構想していることにもつながるのであろう。

では、そのような状況下で、民主主義はいかに理解されるべきであろうか。外発的・内発的という政治分析の枠組みを超えて思考するという課題を真剣に引き受けようとするならば、民主主義の概念的・制度的基礎を再評価するということになる。⁽⁷⁾そこで、ヘルドが重要視するのが「自律の原則」という概念である。

(2) 自律の原則

ヘルドのコスモポリタン・デモクラシーの根底にあるのは、彼が「自律の原則」と呼ぶ概念である。彼にとって自律の原則とは、民主主義のプロジェクトの核心に位置し、仮に民主主義の存在理由を理解しようとするのならば、前提とされなければならないものであるとまで述べている。いわば、彼のコスモポリタン・デモクラシーはこの自律の原則をグローバルなレベルで徹底化させようとするものとも言えるのである。

ヘルドが言う「自律の原理」とは、「平等な自律性」があらゆる市民にとって必要不可欠な要件であるということを承認する原理に他ならないとしている。⁽⁸⁾ つまり、人々が「自由かつ平等」な関係を享受できる状況を保証することに取り組んできたこれまでの政治思想と政治的実践のあらゆる伝統において共鳴している原則であるというのである。

ヘルドは自律の原則を以下のように言明している。それは、「人は、自らにとって入手可能な機会を創出し、またそれに限界を定める政治的枠組みを規定することにおいて平等な権利とそれに応じた平等な義務を享受しなければならない。つまり、人は、他者の権利を無効にするためにこの枠組みを利用しない限り、自らの条件を決定するにあたり自由かつ平等な存在でなければならない」⁽⁹⁾ というものである。この点から、人々を自らの自発的結社に自由で対等に参加させるのに必要で、人が積極的に自らの生命に関する政策に関与できるような状況を創ることを目標にしていると言えよう。

自律の原則は、国家主権に対しては自らの社会の諸条件を決定する「人民」を強調し、人民主権に対しては、制約すると同時に制約を可能にさせる調整構造を通じて、人が権力に対して制限を認めさせることの意義を示すのである。⁽¹⁰⁾ さらに、民主主義的公法に根ざす自律の原則は、「自己」が民主主義的生活の規則や手続きによって保証され制約される集合体ないし「多数派」の一部分であるような、自己決定の構造的原理として見なさなければならないとしている。これは、自律の概念は、規則と資源の複雑な基盤——個人は政治的行為の共通構造を享受しうるときに等しく自由であること——に關係づけて理解されなければならないのである。したがって、この自律の形態は、「民主主義自律性」——共同社会の制約の枠内における自律のための権利賦与——とヘルドは言及している。それは、公的事象における個人的利益の追求が無制限に許可されることとは明確に区別されるわけである。⁽¹¹⁾ このことから、民主主義が持続するためには、政策決定者、市民、そして代表者の権力が共に制限されなければならないのである。⁽¹²⁾ さらに、市場活動への介入を認める根拠にもつながるのである。

民主主義の可能性のために重要な条件として、ヘルドは七つの領域（健康、社会的、文化的、市民的、経済的、平和的、政治的な権利）を超えてそれぞれの権利を結びつけ強化するような立憲的構造を挙げている。そして、自律の原則は自律性が確保できていない人々が、最終的には確保できるよう保証する義務を規定するのである。さら

に、民主主義的な自律性の枠組みにおける各人の自由は、他人の自由に対する進歩的な妥協の自由でなければならない。したがって、民主主義的な政治的共同社会におけるすべての構成員は、自律性基盤の権利だけでなく、自律性基盤の義務、つまり、可能で必要ならばいかなる場合にでも、他者を支援し、自律性の手段を与える義務を持つとしているのである。⁽¹³⁾

自律の原則における市民権とは、市民が市民として積極的な存在となり得るだけの現実的権力を持っている場合である。つまり、市民権には、国家が法の前の形式的平等を保証すべき責任にあるということのみならず、利用しうる機会を活用しうるだけの現実的能力を市民が保持していることも含まれる。⁽¹⁴⁾ したがって、自律の原則には「積極的市民像」が堅持されている。つまり、自律の原則にあって、人々は公的生活において活動しうる権利と機会を保持するものとみなされる必要がある。ところが、ヘルドは参加が必然とはみなしてないのである。これは古代以降に確立された「政治からの自由」があり、こうした自由こそが今日の民主的遺産の不可欠の要素であるとされている。さらには、民主的自律性が「政治からの自由」と両立しうることは可能であると判断している。つまり、彼は政治に参加しない自由も容認しているのである。これは、市民が一定の状況下にあって、広範な参加は不必要であると判断しうるであろうし、また、自らの利益が既に十分に守られているとの確信も含めて、極めて合理的な論拠から、そうした判断を下すことも起こりえるからである。市民は多様な状況下で、民主的決定を受け入れる義務を負うこととなり、受け入れがたいのであれば、こうした決定によって自らの権利が侵害されたことを立証しなければならないであろうという考えが背景に存在する。しかし、公的生活のすべての局面に関与すべき義務を負うとしても、それが法的義務とされることはないであろう。民主的自律性の枠組みにあっても、自らの生活に対する権利が重要であることには議論の余地がない。⁽¹⁵⁾

ヘルドの理解では、自律の原則は、すべての人に対する自律の可能性を呼び起こすものであって、必要な概念であり、民主主義の条件であり、その強化の方向を定める指針であると強調している。その漸進的実現は、一つの業績であると同時に、さらなる要求を必要とする目標を常に、また提起する地歩になると述べている。⁽¹⁶⁾ 自律性の観念は、能力の個人的行使が、不適切な政治的・社会的・経済的な制限から自由であるべきだということを意味する。そこで自律性とは、相互に能力を与えながら相互に制限しあう条件に依拠することになる。しかし、その前提になっているのは、自律性が支持され、自律性というそれ自体の名において制限されなければならない⁽¹⁷⁾とい

う条件である。

そして、自律性の基礎になるのは民主主義的公法の確立であると主張している。これは、民主主義的な法治国家において先に取り上げた七つの権利と義務の遂行や執行を意味する。民主主義的な法治国家は、その政治的枠組みに政治的行為の共通構造を与えるとしているが、反対に、こうした枠組みを実施することは、人民による統治の範囲を限定するよう求める。つまり、人民権の範囲は限定されなければならないのである。その範囲とは、民主主義的な生活そのものを可能にする一連の公正な政治的・社会的・経済的条件の枠組みにおいてでなければならないのだ。それはさらに、権力を与えると共に権力を限定するような法的枠組みの範囲内においてであるべきなのであるとしているのである。

また、ヘルドは自律の原則に伴う権利を市民権とは区別し、「権能付与的諸権利」もしくは「権能付与能力」と呼ぶようにしている。⁽¹⁸⁾ それが意図するところは、自律の原則に伴う権利は民主主義の可能性そのものに不可欠なものだからである。彼の認識では市民権や普遍的権利のいずれとしてでもうまく概念化できないのだ。近代では国民国家内部でそういった権利が効果的に保護されてきたのだが、今日では多くを保証できるとは言えないのも明らかである。⁽¹⁹⁾ したがって、自律の原則での市民としての権利は国民国家の枠組みに厳しく制限された権能付与の概念を具現化するものである。ただし、自律の原則に伴う権利は、市民権や普遍性のいかなる直接的な主張ともはっきりと区別されるというのである。これは、民主主義的過程の中核にあることから民主主義と一連の権利群は緊密に相互に結びついているからだと、ヘルドは主張している。⁽²⁰⁾

以上から見てとれるように、ヘルドの民主主義観において、自律の原則が非常に重要な位置を占めている。民主主義者たらんとするなら、権能付与的諸権利行使することを選ばなければならないと述べている。⁽²¹⁾

その自律の原則を保障するためにヘルドが構想したのが、コスモポリタン・デモクラシーである。続いてその内容に触れていくことにしよう。

2. コスモポリタン・デモクラシー⁽²²⁾

(1) 民主主義のコスモポリタン・モデル

前述した自律の原則を、今日の国民国家が多くを保証できないのも事実である。政治の理論がその準拠する枠を国民国家に限定することで発生する限界は、多数派支配

の原理を、つまり投票者の最大多数を得た決定をもって支配的なものとするべきであるという原理の範囲と有効性を考えてみれば明らかになる。何よりも、「多数派」の、正確に言えば、その代表者の決定の多くは、自らの共同社会に影響を与えるだけでなく、他の共同社会の市民にも影響を与えるわけである。ここに問題が発生するのである。

また、グローバリゼーションそのものは過去にも起こっているが、近年のグローバリゼーションは過去に起こったものとは違う現象である。さらに、自律性の原則を維持するには一つの国家内の民主主義では不十分である他国民や他国の行動によって自由が脅かされるのなら、政治的共同社会にとって正しくても効力を持ち得ない。したがって、政治的共同社会内部の民主主義的公法は、国際領域でも民主主義的な立法を必要とするのである。こうした法の国際的構造、ヘルドが「コスモポリタンな民主主義法」と呼ぶものによって、民主主義的公法は強化され、支えられなくてはならないとしている。コスモポリタンな民主主義は次のように要約できる。1) グローバルな秩序は、身体福祉、文化、市民的結社、経済、共生関係と組織暴力、規制的法的関係などを含む、権力の多元的で重複するネットワークから構成されている。コスモポリタン民主主義の根拠は、このような多様なネットワーク——多様な人民や国民の間の相互関係を構成する多様な権力システム——から生じる。2) 国家組織や国家機関、経済、市民社会における個人的行為と集団的行為の形態と範囲を定める法的原則が採用される。いかなる政治体制ないし結社も正当には侵害しえない、万人の待遇についての一定の基準が特定される。3) 地域的法廷や国際的法廷が政治的・社会的権威を監視・監督する影響力を拡張するにともない、この枠組み内の多様な場及び多様なレベルでの法形成や法執行が進展する可能性が生じる。4) 自己決定の擁護、政治的行為の共通構造の創出、民主主義的善の保護が、全体的な集団的優先事項である。民主的自律性に対する積極的支持によって、公的領域における平等なメンバーシップを決定的に欠くような境遇にある人々の条件を変革することに焦点を合わせ、長期的变化の課題と緊急の優先序列の計画の両者がつくりだされる。5) 続いて、社会正義の明確な諸原則がともなう。すなわち、生産、分配、資源利用の方法は、民主的過程と政治的行為の共通構造に資するもので、またそれと両立可能なものでなければならない。6) 軍事力の行使は、コスモポリタンな民主主義法を無にするような、明白な攻撃に直面した場合にとられる最後の手段として、集合的選択の中に残るが、紛争処理を司るのは非強制的関係の原則である。専制的政治体制によって、あるいは（国家の解体

のような）特定の人々や行為主体の統御を超えて進行する状況によって、国際的民主主義への脅威が及び、民主主義的な権利・義務が否定されるような場合には、折衝や制裁の他の一切の形態が行使されつくした後に、コスモポリタン民主主義が軍事力の展開を正当化する場合がある。7) 人々は、自らに重大な影響を与える多様な共同社会におけるメンバーシップ、したがって、多様な形態の政治参加へのアクセスを享受することができる。市民権は、原則として、地方から地球規模に至る全ての横断的な政治的共同社会へのメンバーシップに拡大される。

さらに、制度的な内容や範囲を十全に明らかにするために、ヘルドは詳細を述べている。まず、コスモポリタンな民主主義法が成文化され、国家レベルや国際レベルでの議会という立憲的制度が実現していかなければならない。そして、政治的自発的結社の内部でも外部でも、政治的権威を訴追できるように国際法廷の影響力が拡張されなければならないとしている。民主主義法は、このように相互作用と紛争解決の様式の重要な基礎を創出するものであるとしている。⁽²³⁾ このような発展とともに、コスマポリタン・モデルは、地域レベルや地球レベルで、基本的な民主主義な民主主義法の条件によって制限され、かつその範囲内で活動するような、効果的なトランクナルな立法府と行政府の創設を模索しているのである。そのような機関の設立と並行して、民主主義法の執行や公的支出の収支に関する優先順位が論争を呼ぶような場合には、民族や国民国家を横断した一般国民投票を行うことも想定している。⁽²⁴⁾

また、コスマポリタン・デモクラシーを完全に実施するには、全ての民主的国家や民主的機関からなる権威ある議会が必要であると、彼は主張している。その例として、改革された国連総会や、それを補完するものを挙げている。国連は国家間機構である以上、民主的な諸人民によって直接選挙され、人民に責任を負うような、人民の独立した議会を創設することは、不可避の制度的必要条件である。彼が提唱している新たな形の議会は、初期段階では、国連の補完物とみなすのが最適であるとしているが、長期的には、国連に取って代わるか、国連を修正した形で「第二院」、つまり、各国の政治体制の性質とは無関係に全ての国家が集う不可欠な場として受け入れられることになるだろうとしている。⁽²⁵⁾ ヘルドは触れていないが、実はこの構想には実現可能な法的根拠がある。国連憲章第7条第2項に「必要と認められる補助機関は、この憲章に従って設けることができる」という条項があり、彼が提唱する議会の創設には法規上問題はないのである。

しかし、ここで一つの疑問が生じるのである。それは、そういった議会が実現する

のか、そして機能するのかというものである。実現するのが困難であることは彼も承知の上である。例えば、グローバルな立法機関は何よりも「枠組み設定」機関であるということが強調される必要があるとしている。⁽²⁶⁾ しかし、そこで取り決められたルールですら、実施する手段がなければほとんど価値がなくなってしまうのである。例えば、米国のブッシュ（第43代大統領）政権の単独行動主義がその指摘に当てはまる。それでもヘルドは、民主的権利義務が人々の自律の原則への平等な利益を擁護することと不可分であると認識され、拘束力がなく関与しないものとして取り扱われるならば、国際社会はそれらを法的に拘束力のあるものにするよう行動しなければならなくなるだろうと指摘している。⁽²⁷⁾ つまり、取り決める拘束力を持たせるのは、国際社会の義務なのである。しかし、国際社会には様々な行動主体が存在する。その中で、どの行動主体が行動すべき義務を持つべきなのは明らかにしていない。国際社会は無秩序な世界であるということは周知の通りであり、無秩序な世界で義務が果たされるのかという疑問が生じるのである。それこそ、ホップスの「武器がともなわなければ、誓約は单なる言葉に過ぎない」⁽²⁸⁾ という懸念に対応できなくなるのである。これに対応するため、国民国家の軍隊の一定の割合が、新しい国際機関に「配置換え」され、いったん整備されて凝縮力のある単位になったら、日常的に国際機関の裁量に任せられるようにするか、⁽²⁹⁾ 望むらくは、これらの機関が、あらゆる国々から自発的に参加する個人から直接募集された恒久的で独立的な軍事力を創設することで、強制力を高めることができるとしている。⁽³⁰⁾ 当然の如く、ヘルドもこの構想を楽観視するのは誤りであり、危険であるとしている。現在の戦争システムは、各国が他国との紛争を「最高権威」による調停に委ねることに消極的であるからである。そして、その消極性に対する挑戦が起こらない限り、コスマポリタン・モデルは死産に終わるとしている。⁽³¹⁾ だが、挑戦に訴えてしまっている以上、むしろ、ヘルドのコスマポリタン・デモクラシーの実行力に対して弱さを露呈しているようにも思われるのだ。

さて、ヘルドはコスマポリタン・デモクラシーの実現に向けての近未来的な目標を、長期的な目標と共に提示している。具体的には、より広範なグローバルな秩序において審議し代表するための議会を補完するように、地方レベルでの密度の濃い参加的な民主主義の復興がある。つまり、国家、地域、地球的ネットワークのみならず、民主的自発的結社、職場、都市からなる政治的秩序の可能性があるとしている。⁽³²⁾ これは、地方の民主主義からグローバルな民主主義に至る連続体を構成する多様な型の民主主義を創造することができるからである。地方において、民主主義は直接参加型の

過程によって特徴づけられており、より大きな地域では、かなりの規模の人口が代議制機関によって媒介されているからであると理由づけている。これについては、複雑なルールや手続きが必要であろうことはヘルド自身も自覚している。しかし、民主主義を草の根レベルで徹底させるという目標においてこの構想は有用であるといえ、そしてそれがコスモポリタン・デモクラシーへの近道であると思われるのだ。

彼のコスモポリタン・デモクラシーの中には重層的民主主義ともいえる概念が含まれている。これは、地域社会、主権国家への政策関与と同じように、国家間関係においても民主主義の徹底が求められ、世界中の市民が世界レベルで影響を与える重要な政策の決定に関与できると言うものである。異なった人々や民族の多様な状態と相互連結から生じ、それに適応する統治のシステムを意味するものである。⁽³³⁾ この点は、他のグローバル・デモクラシー論と共通するものである。基本的にコスモポリタニズムは、文化多様性やアイデンティティの多様性を否定するものではなく、それらの一本化を目指すものでもないのである。つまり、現存する共同体への補完する役割であって、現在の体制に対抗するものではないと言えるのである。

(2) コスモポリタン・デモクラシーへの道

ヘルドが構想するコスモポリタン・デモクラシーは、まず創造するために諸国の人々と国民の積極的な合意を必要とする。また、広大な世界秩序における人民議会を補完するものとして、地元のレベルで密度の高い参加型の民主主義が復活するという新しい可能性も示唆している。単なる地域や地球的ネットワークだけでなく、民主主義的な集団、都市、国民による政治秩序なのである。彼が考える民主主義のコスモポリタン・モデルは、分割された地球的権威のシステムの法的基盤であるが、そのシステムは、多様で重なり合う権力の中心からなり、民主主義的な法によって形作られ、制限されるのである。⁽³⁴⁾ このモデルを確立することは、一定の地点を空間的にとらえる、地域期間や国際機関、あるいは地域レベルの議会や国際的議会のネットワークを通じて、「外部」から民主主義を鍛成し、強化することによって、共同社会と市民集団の「内部」で民主主義を強化しようとする方法にほかならない。⁽³⁵⁾ また、経済への政治的介入も民主主義的な法の支配を追究し維持することにその根拠を持つのである。⁽³⁶⁾ 経済への介入は様々な批判を受ける可能性があるが、行き過ぎた自由主義経済活動が貧富の差を広げ、自律の原則が保証できなくなるのは明らかである。彼が政治によって経済を規制する必要性を訴えている点は評価できるものに値するであろう。

コスモポリタン・モデルへの要件として前に挙げた短期的・長期的目的に加えて、ヘルドはコスモポリタン的民主主義法の成文化と、国家・国際レベルでの議会という立憲的制度の実現を挙げている。また、地域レベルや地球レベルで、基本的な民主主義法の条件によって拘束され、その範囲内で活動する、効果的なトランクショナルな立法府と行政府の創設を模索している。⁽³⁷⁾ 完全に実施するには、すべての民主的国家や民主的機関から形成される権威ある議会の形成が必要であるとしている。

さらに、コスモポリタン・デモクラシーに向けての指導的倫理原理・中心的価値は、グローバルな社会的公正、民主制、普遍的人権、人々の安全、法の支配、超国民的連帯であるとヘルドは定めている。⁽³⁸⁾ さらに、制度的・政治的条件として、以下の項目をあげている。行動主義的国家、グローバルな進歩的連合（主要西欧諸国と途上国及び市民社会の諸勢力を含む）、強力な多国間型機関、開かれたリージョナリズム、グローバルな市民社会、再分配レジーム、グローバル市場の規制、超国民的公共空間である。⁽³⁹⁾

しかし、こういった新しい民主的国際議会の理念は、同じような計画に対する一連の反対を受けるであろうと、彼自身も指摘している。⁽⁴⁰⁾ 事実、ヘルドに限らずコスモポリタン・デモクラシーに対する批判の多くは、その実現可能性についてである。この批判に対して、強制の政治や覇権がない場合、文化的多様性とアイデンティティの多様性を育て保護する唯一の基礎は、コスモポリタン・デモクラシーを執行することにあると、ヘルドは強調している。さらに彼は、コスモポリタン・デモクラシーは複数のアイデンティティが相互寛容、発展、責任の構造で反映していくための建設的基礎だと述べている。⁽⁴¹⁾

しかし、ここで疑問が生じるのは、コスモポリタン・デモクラシーのためにコスモポリタンな民主主義的公法が必要であるとしているのだが、コスモポリタンな民主主義的公法があってコスモポリタン・デモクラシーが成立するのか、コスモポリタン・デモクラシーが成立しているからコスモポリタンな民主主義的公法ができるのか、その順序が曖昧なのである。おそらく、並行してコスモポリタン・デモクラシーの実現に向かうことになるのだろうが、どちらが先行すべきものなのかもまた曖昧なのである。さらにヘルド理論に対して、現状からコスモポリタン・デモクラシーへの移行理論が十分に示されていないという指摘がある。⁽⁴²⁾ これに対してヘルドは、非人道的な出来事から法の支配の強化や、人権といった活動が起きたという歴史的事実を取り上げ、必ずしも実現不可能ではないと述べている。さらには、冷戦崩壊を招いた東欧の

民主化運動が起きることを予想できた人はいない（いたとしても少数派）であったということを指摘している。だが、そういった希望に訴えるしかないので、ヘルドの理論の弱いところであり、コスモポリタン・デモクラシー全体にとっても今後の課題になるであろう。

II. コスモポリタン・デモクラシーに対する批判

1. コスモポリタン・デモクラシーは民主的たり得るのか

コスモポリタニズム全体に対しては旧来から批判が多いが、ここでは現在のコスモポリタン・デモクラシーに対する批判を中心にあげることにする。

まず、ナディア・アービナッチは以下のような反論をしている。コスモポリタン・デモクラシーの意思決定は、実は国家が行っているというものである。そうであるにもかかわらず、国家間の民主主義には大して注意を払っていないと批判している。⁽⁴³⁾ これはコスモポリタン・デモクラシーの最大の欠点を指摘している。というのは、コスモポリタン・デモクラシー論者は国民国家の存在を否定していないものの、重点をグローバルな次元とローカル・リージョナルな次元に重点を置いているのである。これは、彼らの議論の背景にグローバルな市民社会の活発化しているにも関わらず発言を与えられるケースが少ないという現実があり、彼らの議論を後押ししたともいえる。また、コスモポリタニズムは現状の政治に対する不満から生まれてきた歴史があり、このコスモポリタン・デモクラシーも同様に、国民国家の自律性に対する不信が基になっている。また、国民国家の力が未だに大きいが、それはウェストファリア体制下での話である。したがって、今後国民国家が再び力を強めることはないと考えているからであろう。また、国民国家の枠は既に強固であり、彼らが使命として考えているのが新しい政治体制にあると考えているからであろう。つまり、国民国家間の民主化はグローバルなレベルによる発展を図っているということである。しかし、アービナッチの指摘は的を射ており、国民国家間の民主化についてコスモポリタン・デモクラシー論者が言及をしているとは思えないである。

次にアービナッチは、コスモポリタン・デモクラシー論者がカントの掲げるコスモポリタンな市民法に違反する三つの点を指摘している。まず、彼らが国家からの民主的变化が最初に訪れるとしている点で、コスモポリタン・デモクラシー論者が自らの意志に逆らって人民を民主的にしたがらないとしている点である。つまり、国民国家レベルもしくは草の根レベルから始めればいいのに、コスモポリタンな機構を創設し

そこから始めるということに起源があるというのである。それに伴って、彼らが主権国家の自律の原則を否定するなら、民主化の起源について悩むべきであるとしているのである。第二に、コスモポリタン・デモクラシー論者は、国家という領域に限定された民主主義が国家間の民主主義や人権に敬意をもつ世界秩序をもたらすことに疑問を持っている。つまり、地球市民権やコスモポリタンな機構がそういった結果を生むと考えるのは反直観的であるというのである。第三は、コスモポリタン・デモクラシー論者が、カントが唱える国民国家が平等であるという条件を無視しており、帝国のような力を持つ一つの国によって国際関係のシナリオが支配されているという点を過小評価しているということである。実際は、最強国が指導権を握るか、強いものを支配するために常識を越えた強力な力を動員することが必要になっているかであり、そのどちらの場合でも、コスモポリタン・デモクラシーが実現する可能性はないだろうと、彼女は批判している。⁽⁴⁴⁾

こういった反論に対し、コスモポリタン・デモクラシー側の主張は次の通りである。まず、最初の反論に対しては、コスモポリタン・デモクラシーは何も上からの秩序形成を目指しているわけではないということである。コスモポリタン・デモクラシーが対象としているのはあらゆる政治共同体であり、その中には当然地方から国民国家、地域的組織、国際組織も含まれるのである。あらゆる次元での民主化を唱えているのであり、それを基礎としてコスモポリタン・デモクラシーが成り立つのだとしているのだ。民主化の起源に関しては、国家の民主化というよりは、国家内にあるそれ以下の次元の共同体で民主化が起きるということである。したがって、この反論に関しては、彼女のミスリードではないかと思われるのだ。

第二の反論に対しては、コスモポリタン・デモクラシーへの移行過程が明らかでないと言うことである。この疑問については、ヘルドは、「民主主義」への確信を持つ人間を想定しているが、それが現実に発生していく過程を表していないのも事実である。このため一足飛びに精緻な「権利の束」という概念が提起されている。しかし、この権利の束への確信がどのように生まれるのかという説明は不十分なのである。詳細については次節に述べることにする。

第三の反論に対しては、実はこの類の批判に関して有効な答えをヘルドや他のコスモポリタン・デモクラシー論者は提示できていない。しかし、前を見据えた行動として、彼らはコスモポリタン・デモクラシーの有用性を訴えているのである。

さらにアービナッチは、ヘルドも参照しているハーバーマスの論説に触れ、自由民

主主義の認識を背景に、共同空間を持たない民主主義という考えは非民主的になる危険がはらんでいるとしている。彼女は、自由民主主義の共同体は、また、国民国家の領域内の民主主義のあとは民主主義の特徴を維持する倫理や規範といった「弱い正当性の形」以上のものを目指すことは難しいだろうとしている。⁽⁴⁵⁾ この点については、次節で詳しく吟味していくことにしよう。

2. コスモポリタンな政治共同体の形成可能性をめぐって

ヘルドが提唱したコスモポリタン・デモクラシーのモデルには、国連第二院の設立という項目がある。コスモポリタン・モデルへの要件として、ヘルドはコスモポリタン的民主主義法の成文化と、国家・国際レベルでの議会という立憲的制度の実現を挙げている。⁽⁴⁶⁾ すべての民主的国家や民主的機関からなる権威ある議会の形成が必要であるとしている以上、地球レベルでのコンセンサスが必要になる。その際、全世界の人間の意識を引きつけられるのであろうか。この点について議論していこうと思う。

権威とは、人間同士の相互関係において内面的に是認されうる通信を発しうる能力のことである。権威は権力との相互関係によって成り立つものであり、権力はこの権威によって安定するものである。ある政治組織を権威として承認する者と承認しない者との区別に対して、服従の調達のために権威と権力がそれぞれ動員されるのである。さらに、権威は権力の発生機能として語られることが多いが、強制と違うのは、受けるもの的意思に委ねられているという点である。ヘルドの理論では、自律の原則を勝ち取るための闘いという、市民の自発性を重視しているため、結局、権威を得るためににはその対象となるものにそれ相応の正当性がなくてはならない。もし、強制的にコスモポリタン・デモクラシーにより秩序が創られた場合、民主主義に理念そのものに反するからである。⁽⁴⁷⁾

その正当性を持たせようということで、ヘルドが提唱する権威ある議会は民主的国家や民主的機関からなるもので構成されようとしている。これは、民主的な選挙で選出された各国の国会議員なども構成メンバーに含まれているのである。また、コスモポリタン・デモクラシー全体の正当性として、民主的正当性、社会正義、環境保護を挙げている。⁽⁴⁸⁾

しかし、こういったグローバルな正当性が、途上国を含めたあらゆる国家を引きつける保証がないのも事実であろう。これは、言い換えれば、コスモポリタン・デモクラシーの秩序が完成するための制度的資源が何であり、また共同体形成を形成する権

力が何であるかという問題になるのである。⁽⁴⁹⁾

この問題はさらにもう一つの問題を引き起こすことになる。コスモポリタニズムは「共同社会によって構成される個人」の概念を軽視する、自由な「個人」の概念が前提になっている。それゆえ「個人」がその個人を形成した共同社会の特殊性や文脈を飛び越えてグローバルな普遍的世界へと機能的に直結されているのである。⁽⁵⁰⁾ 特にダニーロ・ゾロはこの問題を深刻に受けとめ、コスモポリタン・デモクラシー論者の議論の指向性が、期せずして人道的介入や（ユーゴスラビアやルワンダの）国際犯罪法廷や国際司法裁判所の機能をめぐる問題の正当化に利用される危険性を指摘している。ゾロは、コスモポリタンな民主主義法によって戦争が行われると、その戦争は相当な正当性を持つてしまう。これが悪用される危険性があると主張しているのである。⁽⁵¹⁾ これは、コスモポリタン・デモクラシーを支える共通の市民的アイデンティティや規範的・道徳的基礎が見出されていないことに起因するのである。

したがって、自律の原則が普遍的な概念であるとはいえ、自律の原則の概念が強固でない人に自律性を説くのはある程度の時間を要し、自律の原則を保証する義務を規定しているとしても、その負担が大きくなることが考えられる。自律の原則の意識が強い者と弱い者の差。そして、自律の原則の強要。この点を、ヘルドは軽視していると思われるるのである。

しかも、ヘルドの理論は、彼が重視している自律の原則の領域にある自由民主主義に強く依存している。彼が引用するロールズが主張するように、自由民主主義が成立するためには、社会関係観が共有されることが必要となる。⁽⁵²⁾ さらに、ウォルツァーら共同体主義者が「共同体」概念で論じ、ハーバーマスがかつて討議が同意につながる前提としての「連帯」に注目したことや、ロールズが協働関係についての認識を理論に導入したことからも明らかのように、「社会的な絆」が規範の共有のためには必要なのである。国民国家の領域内で民主主義が発展したのは、異文化をまとめ上げた国民文化の單一性の影響も否定できないであろう。さらに、ウィル・キムリッカのヘルドの理論に対する指摘も参考にできよう。⁽⁵³⁾ キムリッカは、多言語国家は領域が決められているから成立しているのであって、これがグローバルなレベルになった場合、バイリンガルの能力を持つエリートは限られてくるため民主主義が不十分なものになり、民主政においてはご当地の言葉を使うものという文脈から外れることになると指摘している。⁽⁵⁴⁾ こういった指摘を踏まえてか、「地球」という共同体理念が共有されるに越したことはないのだろうが、ヘルドの理解でもグローバルなレベルでのア

イデンティティの共有は、一部の例外を除き存在していないのであるとしている。⁽⁵⁵⁾

そのためヘルドの構想では、コスモポリタンな次元での「政治的行為の共通構造」の確立が、コスモポリタンな民主主義法という立法プロセスによって保証されるのだが、その立法を促す現実的な力は「コスモポリタンな民主共同社会」という、ある政治社会の確立によって裏付けられている。⁽⁵⁶⁾ それが、共有される社会関係観なのである。しかし、ヘルドはコスモポリタン・デモクラシーを確立するためのコスモポリタンな民主主義法を、権威ある議会によって立法化しようというのである。先に述べたように、これらのどちらが先行して形作られていくのかが不明であるという問題点がある。おそらくコスモポリタンな共同社会はコスモポリタンな民主主義法と並行して行われるのだろうが、それでコスモポリタンとしての自覚を促すことに結びつくのかという疑問が生じる。

これについて、ヘルドは多国間主義の強化、グローバルな公共財を供給するための新しい諸機関の構築、グローバルな市場の規制、責任体制の強化、環境保全に留まらず、子供を含めて日々に何千人もの人々を犠牲にしている社会的不正を直ちに改善することについては、様々な市民団体などや進歩的諸勢力でも関心領域を共有しうるはずであると述べている。⁽⁵⁷⁾ しかし、そういった集団が力をどれだけ及ぼせるかが問題であり、効果的なイニシアチブを保持していないのが現状である。

前に述べたとおり、ヘルドは「民主主義」への確信を持つ人間を想定しているが、それが現実に発生していく過程を表していない。このため一足飛びに精緻な「権利の束」という概念が提起されている。しかし、この権利の束への確信がどのように生まれるのかという説明は不十分なのである。

コスモポリタン・デモクラシーを完全に実施するためには、すべての民主的国家や民主的機関からなる権威ある議会の形成が必要であると、ヘルドは述べている。⁽⁵⁸⁾ しかし、同時に、国際的な民主的議会の権限に関する合意を達成することは、控えめに言っても難しいだろうと彼自身も述べている。ならば、コスモポリタンなアイデンティティと責任を感じるような教育や啓蒙活動を通じ、新たなアイデンティティ形成の可能性を探る方法も取り入れた方が賢明なのではなかろうか。

ただし、ヘルドが文化的アイデンティティを軽視しているように思えるのは、アイデンティティそのものが曖昧な概念であり、コスモポリタンというアイデンティティが確立されるのかどうかという疑問を持っているからである。従来のアイデンティティの概念に共通しているのは、統一された自己イメージである。つまり、それは一定

の価値基準によって統合された自己のあり方を示す概念として用いられてきたのである。⁽⁵⁹⁾ さらに、アイデンティティは他者との接触により生まれるのが、今までの定説であった。つまり、「地球人」やコスモポリタンというアイデンティティは、それこそ異星人とも遭遇しない限り生まれないというのである。仮に生まれたとしても、それは非常に弱いものであって、集団形成には至らないと見られてきたのである。そのため、アイデンティティに頼るよりは、立憲主義的にコスモポリタンな民主主義的法を重視する方が賢明かもしれないし、さらには、多様なアイデンティティや文化的多元主義を保護するものとして、コスモポリタンな民主主義的法による枠組みの構想が不可欠であると考えるのであろう。

だが、アイデンティティに対する考え方が、いわゆるポストモダン以降変わってきたという指摘もある。今田高俊は、ポストモダンのアイデンティティは、「持つこと(having)」に基礎を置いたものではなく、「生き方(being)」に基礎を置いたものへと変容すると述べている。⁽⁶⁰⁾ つまり、意味充実の発想を必要とするものである。⁽⁶¹⁾ さらに、現代のような複雑な社会では、特定のモデルや集合体にアイデンティティの基盤を求めることができず、絶えず自己を変えていく内的能力、その時々に自己アイデンティティを再定義しうる能力が必要であるとしている。⁽⁶²⁾ この文脈からいうと、ヘルドが疑問視しているコスモポリタンとしてのアイデンティティの形成は決して可能性がないことではないとも言えよう。というのは、人民として自律の原則に関わる問題を、いずれかの次元で解決を迫られるような事態に対応できるようになるのである。ローカル、リージョナル、あるいはグローバルな次元で解決すべき問題には、それぞれのアイデンティティを持った者として対応できる可能性があることにもつながると思うのだ。さらには、グローバル・デモクラシー論者が唱える多重市民権の根拠にもなるであろう。

しかし、アイデンティティとしてのコスモポリタンは不可能なのだろうか。続いてジョン・トムリンソンの考えを参考に、その問題に触れようと思う。

3. アイデンティティとしてのコスモポリタンは可能か？

ヘルドは、他のアイデンティティとの相互寛容の基礎としてコスモポリタン・デモクラシーを執行することにあると述べている。これはいわば、コスモポリタン・デモクラシーはもう一つのアイデンティティを形成することにつながると考えるのが妥当であると思う。というのは、現在の市民権の概念はアイデンティティに起因するもの

が多く、そのアイデンティティ自体が多種多様なものによって成り立っているからである。先述したとおり、「コスモポリタン=世界市民」である以上、その根底になるアイデンティティは「人間」という生物学的根拠や同じ地球に居住する「地球人」といったことになる。有史以来のストア学派や、カント以降のコスモポリタニズムも、人間の普遍性を基礎にしていた。

しかし、再三述べたとおりヘルドの理解では、グローバリゼーションにおいてグローバル・メディアの出現による影響を認めつつも、普遍的なアイデンティティを認めただけの根拠に欠けているとしている。そのため、コスモポリタンな民主主義的公法といった立憲主義的な世界秩序を構想しているのである。

では、未だ実現していない文化的アイデンティティとしてのコスモポリタンは実現可能なのであろうか。そして、そのようなアイデンティティが、かつてベネディクト・アンダーソンが国民国家を「想像の共同体」と表現したように、コスモポリスを新たな想像の共同体として実現しうるのであろうか。

ジョン・トムリンソンは文化的見地から、コスモポリタニズムの可能性として、普遍主義者であると同時に多元主義者でなければならないとし、コスモポリタンにとって何よりも必要なのは、自分はより広い世界に帰属しており、「遠隔化されたアイデンティティ」を持つことができるという積極的な意味だといえるとしている。「この遠隔化されたアイデンティティ」とは、われわれを人類として統一させるもの、共通の危機や可能性、相互の責任などといったものに対する意識を持ったアイデンティティというものである。⁽⁶³⁾ 彼の主張では、コスモポリタンになるためには、正当な文化的多元主義を理解し、文化的差異を広く受け入れる態度を身につける必要があるということである。そしてこの意識は、人々に自分たち自身の文化の前提や神話などを率直に疑ってからせるようなものでなければならないとしている。⁽⁶⁴⁾ 見方を変えれば、コスモポリタンは同時にグローバルな世界とローカルな世界の両方に——倫理・文化的に——生きることのできる人間なのであるとしている。コスモポリタンは彼ら自身の文化的気質を認識・評価し、自律性を持った他のローカルたちと対等な立場で交渉することができるとしている。さらに、コスモポリタンはローカルな世界を離れて、行動の結果を遠くから長期的視野に立って考えたり、世界共通の利害を認識したり、こうした利害関係を推進する方法をめぐって、異なる前提から出発した他者と知的な対話を始めたりすることもできると、トムリンソンは述べている。⁽⁶⁵⁾

だが、彼自身もコスモポリタンのような文化的兆候があるかと問われると、懐疑的

になる理由を認めている。とりわけ、グローバルな制度が強化されそうな兆候がほとんど見当たらないからである。その点から、国際的な政府組織を通じて築かれるコスモポリタニズムの展望は貧弱に見えるとしている。そのためトムリンソンは、文化的気質としてのコスモポリタニズムは、強力な制度的支援なしに築きあげなければならぬのかかもしれないとしている。⁽⁶⁶⁾ つまり、コスモポリスへの期待を持たないコスモポリタンにならなければならないだろうとしている。この文脈では、「想像の共同体」としてのコスモポリスは不可能であるといわざるを得ない。

そして、コスモポリタンとしての文化的気質はテクノロジーによって生まれるものではないと彼は述べている。というのは、テレビを見るという疑似体験が、生活世界の核心に近接した経験や人間的関係と同じような道徳性をもって維持できるようなものではないからである。こうした制約があるために、メディアによる経験だけでわれわれがグローバルな連帯感を持てるようになるとは考えにくいとしているのである。ここでトムリンソンは、テレビの視聴者というのは、離散した「共同体」としてではなく、共通の経験に対して、他の視聴者が保っているのと同じような関係を保つものとして考えるのが正しいだろうとしている。⁽⁶⁷⁾ そこでトムリンソンも、コスモポリタンに要求される道徳的な問題へのグローバルな参加意識という特殊な問題に当てはめてみると、この場合、テクノロジーによる解決法などあり得なくなるからである。⁽⁶⁸⁾ この彼の指摘は示唆的である。というのは、グローバル・メディアが文化のグローバリゼーションをもたらすという言説がありながらも、人間の内面には影響がさほどないとしているからである。

しかしトムリンソンは、近代社会においては相互関係や連帯、道徳的関心といったものが、崩れかけた「伝統的」な社会の集団的価値としてではなく、まさに近代それ自体の状況から生まれた気質としてとらえられているとしている。それは、社会的相互関係の中で恒常にアイデンティティを「構築」していこうとする人間にとて必要不可欠なものだといえる。⁽⁶⁹⁾ この点は、絶えず自己を変えていく内的能力、その時々に自己アイデンティティを再定義しうる能力が必要であるとしている、今田の指摘と共通している。そうすると、道徳的活動とは、一連の抽象的な理想や義務に対する形式的で理性的な関与というより、「ビルディング」、つまり自己実現の行為になるとしている。この文脈から、もし相互関係から生まれるのが「連帯的な個人主義」だとしたら、この説明はだいたいにおいて、道徳的ローカリズムに関するこれ以外の説明（例えば社会生物学に基づく説明）よりもずっと柔軟でダイナミックなものに思え

るからだ。したがって、コスモポリタニズムの可能性は、ローカリズムの鉄壁の論理によって排除されるのではなく、遠くの他者を象徴的な意味で「重要な他者」として意識するために、相互関係に関わる領域を拡大することを目指した文化的プロジェクトの中に収斂していくとしているのである。⁽⁷⁰⁾

ここまで述べてきたトムリンソンによる文化的アイデンティティの可能性を見た限り、可能性は薄いといわざるを得ない。しかし、注目すべきはヘルドが述べてきたコスモポリタン・デモクラシーとの共通点を見出すことができることである。まず、トムリンソンがいうコスモポリタンとは彼ら自身の文化的気質を認識・評価し、自律性を持った他のローカルたちと対等な立場で交渉することができる者ということと、ヘルドがいうコスモポリタンな市民が他者に対しての寛容の精神を持つ者であり、その人自身の意味や偏見の枠組みの限界を超える目的を持って伝統や他人の言説と対話することができる者ということである。これは、お互いの言葉を言い換えたに過ぎないようなものである。さらには、その対話の条件として、お互いの共同体の自律性を重視している点も共通している。

結局、ヘルドのコスモポリタン・デモクラシーは文化的アイデンティティを軽視しながらも、プロセスは文化的アイデンティティの形成とほぼ一致するということである。これはコスモポリタニズムが人間の内面に訴えるものだからであろう。しかし、その点がコスモポリタニズムの根拠の弱さを感じざるを得ないのは、コスモポリタン・デモクラシー論者自身たちが痛感していることである。それは、現実的基盤を持たないことも相成って一層強くなっていく。

しかし、同質性ではなく多様性を維持することで新たなアイデンティティの可能性も示唆されている。⁽⁷¹⁾ ヘルドを始め、コスモポリタン・デモクラシー論者が最後に訴えているのは、コスモポリタニズムに対しての最大の敵は「絶望」であるという。二千年以上にもわたって、実現されたことがないにもかかわらず生き続いているように、挑戦を続ける限りコスモポリタニズムは消えない思想と言えよう。

注

- (1) D. ヘルド（佐々木寛他訳）『デモクラシーと世界秩序——地球市民の政治学』（NTT出版）、2002年、（David Held, *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance*. Oxford, England: Polity Press, 1995). 121.

- (2) 同書、160。
- (3) D. ヘルド&A. マッグルー（中谷義和・柳原克行訳）『グローバル化と反グローバル化』（日本経済評論社）2003年、（David Held and Anthony McGrew. *Globalization/ Anti-Globalization*. Cambridge, UK: Polity Press, 2002). 166-7。
- (4) ヘルドはこの分析を、右の文献から引用している。W. Wallace “The sharing of sovereignty: the European paradox”, *Political Studies* 47 (3), special issue 1999, 21.
- (5) リッパは、コスモポリタンな思考が依然として限定的ながらも、若い世代は明らかに上の世代よりコスモポリタンであると述べている。Norris Rippa, “Global Governance and Cosmopolitan Citizens,” David Held &Anthony McGrew ed., *The Global Transformations Reader: An Introduction to the Globalization Debate* (2nd Ed.) (Polity Press, 2003).
- (6) ヘルド&マッグルー、168。
- (7) ヘルド、2002年、66。
- (8) 同書、86。
- (9) 同書、175。
- (10) 同上。
- (11) 同書、185。
- (12) 同書、185-6。
- (13) 同書、233。
- (14) David Held, *Models of Democracy 3rd Ed.* (Oxford, England: Polity Press, 2006). 275-7.
- (15) Ibid, 281.
- (16) ヘルド、2002年、253。
- (17) 同書、254。
- (18) 同書、185。
- (19) 同書、255。
- (20) 同書、256。
- (21) 同上。
- (22) コスモポリタニズムに対する様々な歴史的含意を自覚しながらも、ヘルドは「コスモポリタン」という用語を法形態、及びこの法を創造し維持する政治的共同社会の形態に限定して使用することわっている。（同書、271。）
- (23) 同書、308。
- (24) 同書、308-10。
- (25) 同書、310-11。
- (26) 同書、311。
- (27) 同書、312。

- (28) トマス・ホップス（水田洋訳）『リヴァイアサン』（岩波文庫、1992年）。
- (29) この考え方をヘルドは E. Grove, "UN armed force and the Military Staff Committee", *International Security*, 17 (4), 1993. より導いている。
- (30) この考え方をヘルドは、Johansen, R.C. "Japan as a military power?" *Christian Century*, 5th May., 477. を参照し、導き出している。
- (31) ヘルド、2002年、313。
- (32) 同書、317。
- (33) 例えば、ヘルド、2002年、265、及び317。
- (34) 同書、267。
- (35) 同書、270。
- (36) 同書、301。
- (37) 同書、308。
- (38) ヘルド&マッグルー、183。
- (39) 同上。
- (40) ヘルド、2002年、310-1。
- (41) 同書、319。
- (42) 佐々木寛「「グローバル・デモクラシー」論の構成とその課題：D・ヘルドの議論をめぐって」『立教法学』48号（1998年）、172。
- (43) Nadia Urbinati, "Can Cosmopolitan Democracy Be Democratic?" Archibugi, Daniele, ed, *Debating Cosmopolitics*, (Verso, 2003). 67-8.
- (44) Ibid, 77.
- (45) Ibid, 68.
- (46) ヘルド、2002年、308。
- (47) 同書、263。
- (48) David Held & Mathias Koenig-Archibugi ed., *Timing Globalization: Frontiers of Governance*, Polity Press, 2003. 181.
- (49) 佐々木、175。
- (50) 同書、178。
- (51) Danilo Zolo (David McKie translated), *Cosmopolis: Prospects for World Government*, (Polity Press, 1996).
- (52) John Rawls, *The Law of Peoples*, Harvard University Press, Cambridge, 1999.
- (53) ただし、キムリッカはヘルドの理論には多くの局面で心から賛同できると述べている。
- (54) Will Kymlicka "Citizenship in an era of globalization: commentary on Held", Shapiro, Ian, & Casiano Hacker-Cordon, eds., *Democracy's Edges*, (Cambridge University Press, 1999) 120-

1.

- (55) ヘルド、2002年、4-5。
- (56) この指摘については、次を参照。佐々木、168-9。
- (57) ヘルド&マッグルー、186-7。
- (58) ヘルド、2002年、310。
- (59) 今田高俊「アイデンティティと自己組織性：ポストモダン時代における自己」青井和夫・高橋徹・庄司興吉編『現代市民社会とアイデンティティ』（梓出版社、1998年）、271。
- (60) 今田高俊「アイデンティティと自己組織性」、青井和夫・高橋徹・庄司興吉編『現代市民社会とアイデンティティ』（梓出版社、1998年）、283-4。
- (61) 今田は、存在に関わる情緒関係や性、健康、出生、死などの領域にまでアイデンティティが浸透するようになり、新しい社会運動はこうした問題への異議申し立てを含んでいると分析している。
- (62) 今田、286。
- (63) J. トムリンソン（片岡信訳）『グローバリゼーション：文化帝国主義を超えて』（青土社、2000年）（John Tomlinson, *Globalization and culture*. Cambridge, UK: Polity Press, 1999). 335。
- (64) 同書、336。
- (65) 同書、337。
- (66) 同書、343。
- (67) 同書、348-9。
- (68) 同書、351。
- (69) 同書、355。
- (70) 同書、356。
- (71) ウィルリッヒ・ベックへのインタビューによる。（朝日新聞（東京）、2004年1月1日朝刊6面）

The Possibility of Cosmopolitan Democracy — Focusing on the Notion of David Held's Cosmopolitan Democracy and its Critiques —

〈Summary〉

Harunori Takada

This thesis focuses on the notion of David Held's cosmopolitan democracy. The basis of his theory is the problem of "the principle of autonomy" and globalization. The principle of autonomy is a perspective that comes from liberal democracy. According to Held, the principle of autonomy means that people must be free and equal existences to be able to determine their own conditions, as long as the framework is not used to violate the rights of others. The principle of autonomy is the core of project of democracy, and his notion of cosmopolitan democracy means the promotion of principle of autonomy at the global level.

Cosmopolitan democracy is a theory of global democracy. This requires that it be enshrined within the constitutions of parliaments and assemblies at the national and international level, and that the influence of international courts is extended so that groups and individuals have an effective means of influencing political authorities for the enactment and enforcement of key rights and obligations, both within and beyond political associations.

Most critiques of Held's notion question the possibility that his ideals can be realized. Specifically criticisms include such arguments as; cosmopolitan democracy cannot deal with the unilateralism of superpowers, cannot form a consensus of interests at the global level, neglects the nation state and its role as an actor, neglects democratization among states (which can be pointed out to be the biggest defect in Held's and others' concept of cosmopolitan democracy), and that it is not possible to form a global-level political community nor cosmopolitan

identity. Cosmopolitan democracy proponents such as Held have yet to provide satisfactory answers to these criticisms. Nevertheless, if the ideals of global democracy and social equality which encompass cosmopolitan democracy were to be achieved, it would serve the hope for humankind's security and progression.